

令和2年9月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第10回）議事録

1. 開催日時 令和2年9月15日（火曜日）午前9時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 齋 藤 誠	14 番 加 藤 三 敏
2 番 畑 山 留美子	15 番 石 井 勲
3 番 佐 藤 喜 勝	16 番 富 樫 公 一
4 番 岡 部 五 一 郎	17 番 伊 藤 直 子
5 番 佐々木 亨	18 番 菅 原 文 克
6 番 小 野 晃 一	19 番 佐 藤 秀 孝
7 番 大 瀧 浪 雄	20 番 佐 藤 源 樹
8 番 小 松 健	21 番 庄 司 和 夫
9 番 小 松 幸 夫	22 番 伊 藤 剛
11 番 佐 藤 崇	23 番 吉 尾 麻 美
12 番 佐々木 純 一	24 番 佐 藤 系 悦
13 番 佐々木 知 榮	

4. 欠席した委員（1名）

10 番 佐 藤 順

5. 議事日程第1号 令和2年9月15日 午前9時30分 開会

第1. 議事録署名委員指名

第2. 会議書記任命

第3. 会期決定

第4. 会務報告

第5. 報告第6号 由利本荘市職員の懲戒処分等に関する専決処分について

第6. 議案第81号 農地法第3条の規定による所有権移転の件

第7. 議案第82号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第8. 議案第83号 農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件

第9. 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件

第10. 議案第85号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について

第11. 議案第86号 由利本荘市農業振興地域整備計画の変更案について

第12. 議案第87号 由利本荘市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	高 橋 孝 紀	次 長	豊 嶋 昌 則
農地班長	小 松 和 則	農政班長	二 見 真 之
主 査	釜 台 勇 樹	主 任	佐々木 智 慧
主事(矢島庶務班)	村 上 崇 敬	主任(岩城庶務班)	佐 賀 歩

技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

5番 佐々木 亨

6番 小野 晃 一

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年9月2日公示招集されました、令和2年第10回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。10番・佐藤順委員より欠席の届出があります。

出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

また、本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますのでご報告いたします。

本日の提出案件は、報告第6号並びに議案第81号から議案第87号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に、5番・佐々木亨委員、6番・小野晃一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りとして決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

【事務局長による会務報告】

○議長

日程第5、報告第6号「由利本荘市職員の懲戒処分等に関する専決処分について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局
(議案書を朗読し報告)

○議長
報告第6号の説明が終わりました。本件は報告事項でありますので、質問・意見は省略して、報告のとおり承認することに決定してご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認め、報告のとおり承認することに決定いたしました。

○議長
日程第6、議案第81号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局
(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は譲受人の要望または贈与であり、贈与税の税制上の取扱いについては説明済みである旨説明する。)

○議長
ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局
(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていることを説明する。)

○議長
議案第81号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第81号の申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長
日程第7、議案第82号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局
(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権及び賃借権の新規、期間は3年から10年である旨説明する。)

○議長
ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局
(計画の内容について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第82号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【3番・佐藤喜勝委員より手が上がる】

○議長

3番・佐藤喜勝委員。

○3番・佐藤喜勝委員

(25番、26番の申請者の通年の耕作状況について説明。)

○議長

暫時休憩いたします。

【休憩】

○議長

会議を再開いたします。

議案第82号に対して、他にご質問・ご意見はございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第82号は25番、26番を保留とし、その他については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は25番、26番を保留とし、その他については、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、第2種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象になることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨説明する。)

○議長

議案第83号の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、7番・大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第83号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承り

ます。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第83号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第83号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、はじめに1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

次に2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

次に3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第84号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、1番につきましては、令和2年第9回総会議案第78号「農地転用事業計画変更承認の件」の審議の際に、すでに報告を受けておりますので省略いたします。

調査員、7番・大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第84号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第84号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。

議案第84号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第85号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、草木が生え、現在は山林、原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、2番・畑山留美子委員。

○2番・畑山留美子委員

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

次に2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局（大内）

（議案書に基づき朗読し、申請地は約20年以上前から耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

2番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、9番・小松幸夫委員。

○9番・小松幸夫委員

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

ただいまの議案第85号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第85号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課職員着席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第11、議案第86号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について」を議題とし、最初に変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

（「由利本荘農業振興地域整備計画」（変更案）に基づき、一部編入及び一部除外である旨説明）

○議長

次に、個別の変更内容につきまして、担当者の説明を求めます。はじめに、対図番号「本1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

（申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。）

○議長

次に対図番号「本2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

（申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。）

○議長

次に対図番号「本3」につきまして、担当者の説明を求めます。

○市農業振興課担当者

(議案書に基づき、申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対函番号「本1から本3」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきましてご報告をお願いいたします。

調査員、7番・大瀧浪雄委員。

○7番・大瀧浪雄委員

(確認日、現地調査出席者、除外となる申請地の状況、他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないこと、被害防除計画により周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「由1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○由利総合支所産業課職員

(議案書に基づき、申請地、現況地目は宅地であり、変更種別は編入であること、変更理由を説明する。)

○議長

対函番号「由1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番・庄司和夫委員。

○21番・庄司和夫委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、申請内容から作業の効率化や地域農業の振興への貢献が期待されるものであり、編入することに対して問題ないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対函番号「東1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○東由利総合支所産業課職員

(議案書に基づき、申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対図番号「東1」の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、6番・小野晃一委員。

○6番・小野晃一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、申請内容から作業の効率化や地域農業の振興への貢献が期待されるものであり、編入することに対して問題ないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、対図番号「鳥1」につきまして、担当者の説明を求めます。

○鳥海総合支所産業課職員

(議案書に基づき、申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

次に、対図番号「鳥2」につきまして、担当者の説明を求めます。

○鳥海総合支所産業課職員

(議案書に基づき、申請地、現況地目、変更種別は除外であり、変更理由、必要性、代換性の有無、農用地の集団化・作業効率化に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、農用地区域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはないと判断されること、土地改良施設等への影響がないこと、汚水・生活雑排水、雨水の排水は周辺土地改良施設等の機能に支障を及ぼす恐れはないと判断されること、土地改良事業の対象地となっていないことから、農用地区域から除外するために必要な「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号のすべての要件を満たしている旨説明する。)

○議長

対図番号「鳥1」及び「鳥2」までの説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、20番・佐藤源樹委員。

○20番・佐藤源樹委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、申請内容から作業の効率化や地域農業の振興への貢献が期待されるものであり、編入することに対して問題ないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(各案件について、農地法の規定による農地転用許可基準、農地区分等の立地基準について説明する。また、転用申請がされた際は、あらためて審議する旨説明する。)

○議長

ただいまの議案第86号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【13番・佐々木知榮委員手を挙げる】

13番・佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

先ほどの由1の案件ですが、宅地ということは農振からは外れていて、それをまた農振農用地に戻さなければ、施設はできないもののでしょうか。

○議長

市農業振興課。

○市農業振興課職員

(農業経営基盤強化準備金制度を活用するために必要である旨説明する。)

○議長

他にありませんか。

【4番・岡部五一郎委員手を挙げる】

4番・岡部五一郎委員。

○4番・岡部五一郎委員

質問というか確認ですが、対図番号が「本1」から色々ありますが、どちらが北か南かわからない、あと個人名がわからないので、何か情動的なものについて教えて良いものなのかご検討願います。

○議長

市農業振興課。

○市農業振興課職員

図面の方角につきましては、基本的には、上が北として図面を作成していますが、次回からは方角がわかるように示したいと思います。

個人名については、個人情報となりますので、載せないという事になっております。

○議長

方角については、次からは私からもお願いしたいと思います。個人情報については、ここは名前が無いと審議できない事もあるので、載せてもかまわないと思いますので、お願いしたいと思います。

○市農業振興課職員

検討させていただきます。

○議長

他にございませんか。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

5番・佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

由1の案件ですけれども、元々農振農用地であったものを、用途を農業用施設に変更するというものだと思います。現状、木造の作業小屋のような物が建っているようです。ということは、農振農用地に、申請無いまま、すでに建物が建ってしまっているということですので、顛末書とか、追認という形になると思いますので、顛末書のようなものを提出してもらって、しっかりとそこら辺の事情を、地権者の方に認識してもらう事が必要だと思いますので、事務局の方からお願いしたいと思います。

○議長

市農業振興課。

○市農業振興課職員

今回の由1に関しましては、現状農振農用地に入っていない土地になっています。入っていない土地に、既存の小屋を建てた当時には、農振上では申請等は必要ないということですので、顛末書等は今回は必要ないという判断であります。

【5番・佐々木亨委員手を挙げる】

○議長

5番・佐々木亨委員。

○5番・佐々木亨委員

3ページの用途区分の所ですけれども、「由B」の農地全区域ということですので、農地はおしなべて、すべて農振農用地に入っていると認識しましたけれども、そういうことではないと言うことですね。

○議長

市農業振興課。

○市農業振興課職員

そうです。この全区域の中に、今回の土地は宅地ですので、そもそも入っていないという解釈でございます。

【事務局小松班長、手を挙げる】

○議長

事務局。

○事務局

この由利の土地につきましては、登記上の地目、現況とも宅地となっています。そのことについて、説明不足だったかもしれませんが、そういったことで、顛末書等は必要としないということになりますのでよろしくお願いたします。

○議長

他にございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第86号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課職員退席】

○議長

会議を再開いたします。

日程第12、議案第87号「由利本荘市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(総会資料12ページから16ページの内容について概要を説明。内容については、8月総会時に行われた、全体会において説明、審議していただいた内容であることを説明する。)

○議長

12ページ下段、平成35年と記載されているが。

○事務局

12ページ、下から5行目、平成35年となっておりますが、令和5年に修正させていただきます。申し訳ございません。

○議長

議案第87号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第87号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時20分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 佐々木 亨

議事録署名委員 小 野 晃 一